

農地政策の再構築に向けた検討に関する要請

農地をめぐる状況は、昭和一桁世代の農業からのリタイア等が進む中で大きな変革の局面を迎えている。特に、耕作放棄地の増大や相続による農地所有の細分化等への対応が喫緊の課題である。

こうした中で現在、規制改革・民間開放推進会議の最終答申に向けた農業分野の検討において農地利用関連制度の見直しが主要課題となっている。また、農林水産省では、本年9月に宮腰副大臣（当時）による農地政策に関する勉強会の取りまとめとして「農地政策の再構築に向けて」を公表、農地の利用本位の政策を進めることが重要な課題であるとし、その検討を深めていくための論点を示した。

農地行政やその推進運動の一端を担うわれわれ農業委員会系統組織としても今後の検討に強い関心を持ち、組織自らも農業・農村を振興するための農地政策のあり方について検討を行っているところである。

いうまでもなく、農地は一度潰廃してしまえば復元が困難なかけがえのない有限な資源である。農地政策の目的は、国民に安全な食料を安定的に供給するための基礎となる農地を農地として守り、有効に利用することである。

よって、政府・国会においては、農地政策等の検討にあたり、農業・農村現場の実態と意向を十分に踏まえるとともに、下記の事項に留意するよう強く要請する。

記

1. 農地政策検討の基本的視点

- ① 農地の確保と効率的な利用、認定農業者等担い手の安定的な経営発展を支えるため、その基本的な枠組みである農地制度の根幹（権利移動と転用の規制、賃貸借規制、計画的な農地利用規制など）の堅持を基本とすること。

- ② 農地と担い手を結び付ける際のミスマッチやタイムラグという構造的なギャップを埋めるための新たな農地管理システムの構築を目指すこと。
- ③ 農地の相続や農業経営の安定と円滑な継承の観点に立った農地政策を確立すること。
- ④ 育成すべき農業の担い手像と農地政策の整合性を図ること。
- ⑤ 農業・農村現場での農地に関する制度・施策の果たす役割について今日的に検証すること。

2. 農地総量の確保と有効利用に向けた農地政策の強化

- ① 公共の福祉優先や計画に従った適正な利用、投機的取引の抑制など、土地基本法の基本理念を十分踏まえるとともに、少子高齢社会への対応や環境・景観の維持・保全の観点を付加するなど新たな国民的課題に対応する土地・農地政策を確立すること。
- ② 農地利用の実態把握を徹底するため、現行の「小作地所有状況調査」（農地法第84条）を拡充し、農業委員会が毎年実施する「農地利用実態調査」（8～11月を想定）を新たに制度化すること。
- ③ 農地基本台帳の閲覧や謄本の交付、住民基本台帳・固定資産税台帳との照合等、農地・農家に関する基礎的情報の適正な管理・運用を徹底するため、「農地基本台帳」を法定台帳として制度的に位置づけること。

3. 認定農業者等担い手に対する農場的農地利用集積の推進

- ① 分散錯圃を解消し、農場的な農地利用集積を可能とするため、認定農業者等担い手の経営確立に着目した借地の交換や自作地の交換分合等の一括実施のための制度的措置を検討すること。
- ② 認定農業者等担い手の借地による農業経営の継続性と安定化を図る観点に立って、農地利用権の更新や賃借料設定のあり方について検討すること。

4. 円滑な農業経営の継承のための適切な農地相続の推進

- ① 不在村者の相続農地を管理するため、相続による農地の権利移動の農業委員会への届出制度や相続人の住所不明の場合の当該農地の管理対策について必要な制度的措置を講じること。
- ② 遺産分割未了農地や共有名義の農地に対する認定農業者等による利用権設定を推進するため、民法における保存行為もしくは管理行為に準じるものと見なし、相続人の過半数の同意もしくは共同相続人単独での処理が可能となるよう、手続きの簡便化を検討すること。
- ③ 農地保有合理化事業について、不在村農地所有者の農地の借り受けと一定期間の保全管理を推進するための必要な措置を講じること。

5. 「要活用農地」以外の農地の適正管理に向けた対策

- ① 市町村基本構想で「要活用農地」以外に位置づけられた農地の無秩序な転用等を誘発しないため、市町村農業委員会あるいは都道府県に委ねている「非農地証明」の発行については、全国的な統一性、公平性、客観性をもって判断する必要があることから国としてのガイドラインを作成すること。
- ② あわせて、そうした農地について畜産的利用や山菜の採取地としての利用、里山対策としての広葉樹中心の植林転用など、緑化や環境等に配慮した活用策を政策として明確に誘導すること。
- ③ 仮登記などで遊休化している農地や転用許可後に転用がなされず放置されている農地に対する是正措置を強化すること。

6. 都市農地等の新たな保全制度の構築

- ① 都市及びその周辺の農地等について、原則として将来とも農地として維持することを目的に、一定の開発規制と併せて農地評価を一般農地並みに引き下げるための新たな制度の創設を検討すること。
- ② 都市計画法にもとづく線引きと農地の宅地並み課税のなか

で、生産緑地法と相続税等納税猶予制度については、農地を保全し、農業経営を継続するためのなくてはならない制度であり、今後とも両制度の役割の重要性を認識し制度の根幹を堅持すること。

- ③ 国民が農業を体験できる場を多く提供するために、農業体験農園や市民農園・福祉農園など設置の推進を図るとともに、農園の運営等に対する支援を強化すること。

7. 農業委員会の必置規制の堅持と農地管理体制の整備

- ① 農業委員会について、必置規制の撤廃や第三者機関化等の見直しの指摘があるが、農地と担い手に関する業務を全国的な統一性、公平性、客観性をもつて的確に実施するために、必置規制と交付金制度を堅持すること。
- ② 市町村合併により広域化した農業委員会について、農地行政の適正執行、地域農業の構造改革の推進、農業者の公的代表としての取り組みのための体制と機能が弱体化しないよう必要な措置を講じること。
- ③ 地域農業における経営・構造対策を推進する観点から、農業委員会系統組織と関係機関・団体との連携強化や一体的な取り組みを行う体制づくりを加速すること。
- ④ とりわけ、農業委員会組織の運動機能（農家の意向把握や農地の利用調整機能等）と農地保有合理化法人が有する農地の中間保有機能（農地の権利のプール・再配分機能等）とが相互に連携し十全にその役割が発揮されるよう組織・体制の抜本的な整備を図ること。